

「平成19年能登半島地震」に関する緊急要望

去る3月25日、能登半島沖を震源地として発生した「平成19年能登半島地震」は、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に余震が続く不安の中で懸命な復興作業等を行っているところであるが、財政基盤が脆弱であり、高齢者も多く、地域の存立基盤を確保するためにも、一層の支援が必要となっている。

よって、国は下記事項について、特段の措置を講じられたい。

記

1．激甚災害の早期指定について

「平成19年能登半島地震」について、激甚災害に早期に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援があるよう、現行制度の一層の拡充を図ること。

2．地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業等の実施には莫大な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

- (1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し、交付税の算定において、十分な措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の財源となる地方債の要望額を確保するとともに、早期に同意を行うこと。

3．生活支援対策について

- (1) 被災者が活力を失うことなく、力強い復興をするため、被災者生活再建支援法及び天災融資法の適用基準の緩和等、必要な措置を講じること。
- (2) 住宅被害については、被災者生活再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充し、被災者の1日も早い生活再建を支援すること。

4．地域経済の早期復興について

観光産業や伝統工芸等の地場産業を復興し、地域経済を早期に回復させるため、社会インフラの早期復旧及び風評被害の防止に努めるなど、万全の支援措置を講じること。

平成19年3月29日

全国町村会長
山本文男